

EU の食品規制・制度動向
(2012 年 7～2013 年 3 月報告)

2013 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

はじめに

欧州、特に EU 加盟国は、食品制度や安全基準、さらに世界へ食文化を発信する地域として注目を浴びています。本報告書は、これらの情報ニーズの高まりを背景に、ジェトロブリュッセル事務所において EU における農林水産物・食品に関わる政策、規制等の中から、気になる動きを取りまとめたものです。本報告書が広く農林水産物・食品輸出に関わる皆様のお役に立つことができれば幸甚です。

(本内容は、2012年7月～2013年3月に発表され、ジェトロ会員紙「Food & Agriculture」に記事掲載したものです。したがって、記載内容は執筆時点の情報に基づきます。)

2013年 3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部

農林水産・食品調査課

【免責事項】 ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

目 次

1.	7月1日からEU有機ロゴマーク貼付が義務付け～輸入有機食品への貼付は任意～	3
2.	市民は食品の品質と価格を重視	4
3.	欧州委、食品安全性が確保されていることを強調～RASFF 最新レポート発表～	6
4.	食品飲料産業界がEUレベルでの産業政策を要請	8
5.	欧州食品産業連盟、ロシアのWTO加盟を歓迎	9
6.	欧州議会が農産物品質制度に関する規則案を承認	10
7.	日本産食品の輸入規制を緩和で合意～11月1日から発効見込み～	12
8.	欧州委員会、ハチミツに関する理事会指令改正案を提案	14
9.	欧州委員会のチオロシュ委員、CAP改革の行方に懸念を表明	15
10.	キプロス、農業予算も含め次期中期予算の削減を提案	18
11.	農産品の啓蒙普及等の活動に2,715万ユーロを拠出	19
12.	農業漁業理事会、クロタチモドキとソコダラの漁獲可能量の大幅引き上げに合意	21
13.	地理的表示に関する中国との「10+10」プロジェクトを終了	22
14.	ビーフバーガーから馬のDNAを検出	23
15.	欧州委員会、牛肉加工食品に対するDNA検査の実施を決定	25

1. 7月1日からEU有機ロゴマーク貼付が義務付け～輸入有機食品への貼付は任意～ 2012年7月16日

2012年7月1日から、EU加盟国で生産された包装済の有機食品には、すべてEUの有機ロゴマーク（ユーロリーフ）の貼付が義務付けられた。有機食品業界に対し、新しい表示規則を遵守するために設けられていた2年間の移行期間が、6月30日に終了した。非包装の有機食品と輸入された有機食品に関しては、EUの有機ロゴマークの貼付は任意とされる。ほかの地域や国、民間が運用している有機ロゴマークは、今後もEUの有機ロゴマークと併記することが可能である。

●認定機関のコード番号と原材料の生産地をラベルに記載

近年、EUにおける有機食品の消費量は伸びていて、食品市場全体の消費量のうち2%にのぼるといふ。また、有機食品の生産者も増加傾向にあり、20万戸以上の農家が有機食品栽培農家として認定されている。

EUの有機ロゴマークは、10年7月1日に施行されたが、事業者が新規則への適応がしやすいように、また、既存の包装材が無駄になることを避けるため、すべての製品への貼付を義務付ける前に、2年間の移行期間を設定した。ラベルには認定機関のコード番号と原材料の生産地を記載することが求められる。

新しいロゴマークは、「欧州の葉（ユーロリーフ）」と名付けられ、緑を背景としてEUの星が葉を形作るように並んでいる。デザインはドイツ人の学生によるもので、「自然」と「欧州」という2つのメッセージが込められている。このデザインが消費者に定着することが期待されている。

ユーロバロメーター（EUの世論調査）が近く公表予定の報告書「食品の安全と品質、田園に対する欧州人の考え方」によると、EU有機ロゴマークが10年7月に導入されてから、既にEU市民の4分の1（24%）に認識されているという。

●EUで認められた有機JASマーク

今回の新しい有機ロゴマークの貼付は、日本からも含め、輸入される有機食品には、任意となっている。

日本国内で生産された有機 JAS 製品は、EU 認定を取得することなく、日本から有機食品としてそのまま EU 域内へ輸出することができる。

EU は 10 年 6 月 23 日、日本の有機 JAS 制度を EU の有機制度と同等と認め、EU で販売する有機食品を生産できる国のリスト（EU 規則 1235/2008 の付属書Ⅲ）に日本を追加した。これにより、同日から、EU のリストに掲載された在日登録認定機関が発行する証明書を添付すれば、有機 JAS マークが付された有機農産物、有機農産物加工食品などに「ORGANIC」などと表示して、EU 加盟国へ輸出することが可能となった。



EU の有機ロゴマーク「ユーロリーフ」

(小林 華鶴)

2. 市民は食品の品質と価格を重視

2012 年 8 月 20 日

欧州委員会は 7 月 6 日、食料の安全保障と食品の品質に対する EU 市民の考えを探る世論調査（ユーロバロメーター）の結果を発表した。同調査によると、食品購入の際の決定的要因として、EU 市民の 96%が「品質」を挙げ、91%が「価格」を挙げている。

●食料に関する世論調査を 3 月に実施

欧州委員会は EU27 カ国の 15 歳以上の市民 2 万 6,593 人を対象に、「食料安全保障と食品の品質、農業と農村の関係に対する欧州市民の態度」と題する調査を 2012 年 3 月 10 日から 3 月 25 日にかけて実施した。

同調査の目的は、食料安全保障や食料自給に関する EU 市民の考え方を理解し、食品購入

の際の消費者の優先事項を知るとともに、食品の品質ラベルに関する知識、さらには農業と自然環境、農村環境間の関係に関する考え方を探ることになった。

食料安全保障は、世界レベルでのとても重要な課題であるが、農業に対する気候変動の影響を考慮し、環境負荷を減らす農業を促進しながら、食料の安全を保障する食品生産、供給システムを構築することがEUにとっても優先課題の1つとなっている。EUの領土の半分が農地であることを考えると、こうした課題がさらに重要さを帯びてくる。

EUはこうした文脈において、食品の品質を保証し、奨励することが、EUの農業の競争力、収益性を強化する重要な手段になると判断しており、食料安全保障や食品の品質に関する市民の関心度や懸念を知ることが不可欠となっている。

●食品の購入決定要因は品質と価格

同調査結果によると、市民の大多数は、食品購入の際の決定要因として「品質（96%）」と「価格（91%）」を挙げている。また、71%の回答者が「原産地」も重要だとしている。これに比べ「ブランド」が重要だとする回答者は47%に留まり、重要でないとする回答者（50%）の方が上回った。なお、67%の回答者が、購入する食品に「品質保証ラベル」がついているか否かを確認すると答えた。

36%の回答者がフェアトレードのロゴを知っているのに対し、EUの品質保証ロゴを知っている人は少なく、有機農業のロゴを知っている人は24%に留まった。地理的表示など他の品質保証ロゴを知っている人はさらに少なかった。

EU市民の食料安全保障問題への関心は高く、世界需要に応える食料の生産に懸念を示す回答者は76%に達した。しかし、EU需要に応える食料の生産に関しては、57%の回答者が不安を感じていないと回答した。また、56%の回答者が自国の食料生産レベルに不安を感じていないとした。

EU市民の84%が、EUは域外国の食料増産を支援すべきだと回答しているほか、81%の回答者が食料輸入への依存度を減らすため、EUも食料増産に取り組むべきだとしている。

他方、農業が景観の美しさに貢献しているとすると回答者は多く、86%に達している。

また、農業は環境に有益だとする回答者は81%で、89%の回答者が農業は田園地帯を維持し、保護するのに寄与していると回答している。

(田中 晋)

3. 欧州委、食品安全性が確保されていることを強調～RASFF 最新レポート発表～

2012年8月27日

欧州委員会は7月20日、食品・飼料早期警告システム（RASFF）の運用実績に関する2011年度の年次レポートを発表した。同レポートでは、2011年にはRASFFに通知されたEUの食品法規への違反は9,157件で、このうち大半（5,345件）は続報で、新規通知（3,812件）より多かった。欧州委は、続報が多かったことは、フォローアップが徹底されていたことを反映したものとの見方を示した。

RASFF（注）は、EUにおいて食品に関するリスクが発見された際に素早い対応を行うことで、“農場から食卓まで”の食品安全を保証するのに非常に重要な役割を担っており、欧州委員会は、食品の安全に関係する多くのリスクを除外あるいは緩和するのに役立っているとしている。

●新規案件の8割以上を占める食品案件

2011年の新規通知3,812件のうち、約8割の3,139件が食品に当たるものであった。361件が飼料、312件が食品と接触する機材に関するものだった。最も多く報告された問題は、飼料やドライフルーツ、ナッツにおけるアフラトキシンや、中国から輸入される調理器具から検出される化学物質などである。

●国境検疫所で多くの通知案件が検出

また、特に成果をあげていることとして、EUの国境検疫所で実施される検査強化を挙げている。食品・飼料に関する通知の半数近くは、EU国境で輸入が拒否されている事例に関するものであった。そのような製品が検出された場合、RASFFから当該の輸出元国に通知され、是正措置の実施と再発防止が求められる。問題が深刻で、繰り返し問題が発覚する場合には、欧州委が当該国に対し、関連施設の登録削除、輸出差し止め、管理強化などの緊急是正措置の適用を要求する。

●大腸菌と福島原発事故への対応に重要な役割果たす

RASFF は、2011 年の食品安全に関する 2 大事件（大腸菌と福島原発事故）で重要な役割を果たした。

腸管出血性大腸菌 O104 危機は、ドイツを中心に 50 人以上が死亡するという EU の歴史においても最も深刻な食品起源の危機の一つとなった。専門家で構成される特別委員会が即時の情報交換を実施し、RASFF を通じて、各国の食品安全当局が効率的な対応ができた。

一方、福島原発事故の際には、欧州委は RASFF を通じて、日本から輸入される食品、飼料の放射能レベルの測定を加盟国に要請した。こうした危機を通じ、RASFF が状況の推移や実施すべき措置、検査結果に関する加盟国との迅速かつ効率的なコミュニケーションに不可欠なものであることが示された。

●「iRasff」導入でより効果的な RASFF を

欧州委員会は、今後の課題として以下のようなものを挙げている。

- ・ オンライン通知のプラットフォーム「iRasff」の導入による RASFF の向上
- ・ 危険な製品を発見し、市場から速やかに回収するためのトレーサビリティに関する規則の見直し
- ・ EU の「より安全な食品のためのより良い訓練プログラム」を通じた、食物媒介疾患に関する研究や集団感染対策、主要貿易相手国向けの一次生産の衛生対策強化などの指導
- ・ 種子や新芽の生産のための規則の策定
- ・ 危機の際の広報活動の協調強化

注：RASFF は、加盟国が、食品の安全を確保するための措置を実施するため、効果的な情報交換を行うことを目的に、EU 加盟国、欧州委員会、欧州食品安全機関（ESA）の情報ネットワークとして創設されたもの。加盟国が、人の健康に直接的または間接的に影響を及ぼす重大な危険性に関する情報を入手した際は、RASFF を通じて欧州委員会に直ちに通知することとなっており、欧州委員会は、加盟国から通知された情報を直ちに ESA やその他加盟国に伝達することになっている。

（小林 華鶴）

4. 食品飲料産業界が EU レベルでの産業政策を要請

2012 年 10 月 8 日

欧州食品飲料産業連盟は 8 月 8 日、当該産業特有のニーズや課題を考慮した EU レベルでの産業政策を策定するよう欧州委員会に要請した。また、食品飲料産業の輸出市場確保を含めた当該産業発展のための課題を特定し、併せて発表した。なお、7 月には、輸出市場の一つとして日本との FTA を締結するメリットを強調している。

●食品飲料産業の経済への貢献を強調

欧州食品飲料産業連盟（フードドリンクヨーロッパ：FoodDrinkEurope、旧 CIAA）は 8 月 8 日、欧州の食品飲料産業界特有のニーズ、懸念を考慮した EU レベルでの産業政策を策定するよう欧州委員会に要請した。

フードドリンクヨーロッパのペレス会長は、「（当該産業は）EU の GDP のうち、9,560 億ユーロを占める最大の製造業で、410 万人を直接雇用し、欧州経済に 930 億ユーロの付加価値を提供している。欧州の食品産業は EU が進める如何なる産業政策の策定においても中核となるものである」と強調した。

フードドリンクヨーロッパの加盟企業は、食品飲料産業の経済パフォーマンスを最大化するために必要な課題として以下の項目を特定している。

- (1) 残存する全ての貿易障壁を除去し、消費者と食品メーカーの利益のため、EU 域内市場の細分化を防止する。
- (2) 企業の対欧州投資を促進するより良い規制枠組みを策定するとともに、法的確実性に支えられたものとする。
- (3) 企業のビジネスモデルの中心にグリーンな成長を置き、食品飲料産業の環境面での持続可能性を促進する。
- (4) 企業（特に中小企業）の資金アクセスを保証する。
- (5) EU 産食品輸出のための市場を確保するとともに、欧州には存在しない、あるいは十分な量を確保できない農業資源の輸入アクセスを保証する。

●日本との FTA 締結を支持

他方、フードドリンクヨーロッパは 7 月 10 日、欧州農業組織委員会（COPA）-欧州農業

協同組合委員会（COGECA）、欧州農産物貿易連絡委員会（CELCAA）と共同声明を発表し、EU が日本との包括的な自由貿易協定（FTA）の交渉を開始することへの期待を表明した。

同声明では、日本の市場は日本で生産できない非伝統的な食品にも開かれ、当該消費が増えてきているが、既存の貿易障壁が取り除かれなければ、EU の農業-食品関係企業がこの機会を十分にうまく活用できない点を強調している。

そのため、同声明は欧州のシンクタンクであるコペンハーゲン・エコノミクスが 2009 年 11 月に発表した調査報告書のデータを引用し、日本の非関税障壁が緩和されれば、EU の農産加工品の対日輸出は 29% 増大するほか、関税も引き下げられれば、EU 農産加工品の対日輸出は最大で 137% 増えると強調している。さらに、この 2 つの目標を達成する唯一の方法は、日本との包括的な FTA の締結であり、2 国間貿易協定を締結したいとする日本の意思を活用しなければ、このようなチャンスは少なくとも今後 10 年は巡ってこないだろうとまとめている。一方で、問題は欧州経済が日本との FTA に時間を割く余裕があるだろうか、との疑問を声明の最後に投げかけており、欧州債務危機が食品飲料産業界に与える影響についての懸念も付け加えている。

（田中 晋）

5. 欧州食品産業連盟、ロシアの WTO 加盟を歓迎

2012 年 10 月 8 日

欧州食品飲料産業連盟は 8 月 22 日、ロシアの世界貿易機関（WTO）への加盟を歓迎することを明らかにした。ロシアは、欧州の食品飲料産業にとって従来から重要な輸出先だが、WTO に加盟したことで、欧州の食品メーカーに新たなビジネスチャンスを提供する。

●欧州の食品メーカーにとり新たなビジネスチャンス

欧州食品飲料産業連盟（フードドリンクヨーロッパ）は 8 月 22 日、18 年間の交渉を経てロシアが世界貿易機関（WTO）に加盟したことを歓迎する意向を表明した。

フードドリンクヨーロッパのペレス会長は、「ロシアの WTO への加盟は、世界経済や欧州の食品飲料産業にとり歓迎すべきことだ」とし、「欧州とロシア間の貿易の透明性が増し、

障壁が削減されることは、欧州の食品メーカーに新たなビジネスチャンスを提供する」と述べた。

●TBT 協定や SPS 協定に遵守した食品関連法規の策定が必須

欧州の食品飲料産業にとってロシアは、伝統的に重要な輸出先で、EU にとって米国に次ぐ第二の市場となっている。2011 年には、EU からロシアへの食品および飲料の輸出額は 72 億ユーロを記録した。

これまで多国間貿易システムの圏外に留まっていたロシアは、WTO に加盟したことで、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）や衛生と植物防疫のための措置の適用に関する協定（SPS 協定）などに遵守した食品関連法規を策定しなければならなくなる。

●農産物の平均関税率の上限の引き下げ

このほかには、農産物の平均関税率の上限が 13.2% から 10.8% へと段階的に引き下げられることや、一部の農産加工食品の関税割当の開始が期待できること、さらには農産品の輸出制限に関する 2 国間協議が行われるようになることが挙げられる。

また、欧州の食品飲料産業は、ロシア政府の税関手続きの簡素化、円滑化に関する努力や、イノベーションの促進、インフラの近代化、投資環境の整備に向けた努力を歓迎するとともに、複雑な多国間交渉の前進にロシアが建設的な役割を演じることを期待している。

(小林 華鶴)

6. 欧州議会が農産物品質制度に関する規則案を承認

2012 年 10 月 15 日

欧州議会は 9 月 13 日の本会議において、「農産物品質制度に関する欧州議会・理事会規則案」を賛成多数で承認した。新規則が発効すると、品質ラベルの取得に要する期間が大幅に短縮されるほか、「山産物 (mountain product)」のような新ラベルが導入される。

●品質ラベル制度を統合・簡素化

欧州議会は 9 月 13 日の本会議において、「農産物品質制度に関する欧州議会・理事会規

則案」を賛成 528、反対 57、棄権 33 で承認した。

同規則案は、農産物の品質政策の統合を図る「クオリティー・パッケージ 2010」の一部をなすもので、原産地呼称保護（PDO）制度および地理的表示保護（PGI）制度、伝統的特産品保証（TSG）制度を 1 つに統合し、簡素化するとともに、制度の強化を図るものである。

「クオリティー・パッケージ 2010」は、農業従事者に農産物の品質や特性を広く知らしめることを可能にすると同時に、消費者に適切な情報を提供することを保証するための包括的な政策である。同パッケージは「農産物品質制度に関する規則案」のほかに、「農産物の販売基準に関する現行規則を改正する規則案」、「農産物や食品に関する自主的適合性証明制度のベストプラクティスについての新ガイドライン」、「原産地呼称保護製品並びに地理的表示保護製品を成分として使用する食品のラベル表示に関する新ガイドライン」で構成される。

●品質ラベルの取得期間、大幅に短縮

現行の制度では、品質ラベルの登録申請から欧州委員会の回答を得るまでに 12 カ月かかるが、新規則ではこの期間が 6 カ月に短縮される。また、異議申し立ての期間も EU 官報への申請の公示から 6 カ月以内だったものが、2 カ月以内に短縮される。

伝統的特産品保証（TSG）に関しても定義の改正がなされている。現在、同ラベルを取得するには、国内でその名称が 25 年間以上使用されていることを証明しなくてはならないが、新規則では 30 年間以上使用されていることを証明する必要がある。

また、「山産物（mountain product）」という新ラベルが導入される。これは、山間部の農産物の高付加価値化を促進するためのもので、新規則発効とともに使用が可能になる。さらには、新規則発効から 1 年後には、「島嶼産（island produce）」ラベルや、「地元飼育・直販（local farming and direct sales）」のための新制度も導入される予定。

規則案の取りまとめ報告者（ライター）である欧州議会のペレス議員は、「新規則は、農業従事者と消費者の双方を支援するものとなる。登録手続きの簡素化は、農業従事者に農産物の登録を促し、農産物の付加価値を消費者により良く説明する機会を提供する。消費者は農産物のより多くの情報を得た上で選択を行えるようになる」と解説している。

今後、EU 閣僚理事会が年内に規則案を正式に採択し、新規規則の EU 官報掲載から 20 日後に発効する予定。新規規則が発効すると、EU27 カ国に対して、各国法を経ないで直接適用されるほか、現行の「農産品並びに食品の伝統的特産品保証に関する理事会規則 (509/2006)」と「農産品並びに食品の地理的表示、原産地呼称の保護に関する理事会規則 (510/2006)」は廃止される。

(田中 晋)

7. 日本産食品の輸入規制を緩和で合意～11月1日から発効見込み～

2012年10月21日

EU 加盟国は 10 月 19 日、食品連鎖・動物衛生常設委員会 (SCoFCAH) 会合で、日本からの輸入食品の放射能検査に関する欧州委員会規則を見直し、緩和することで合意した。同規則案では、対象となる 12 都県のうち、福島県を除く 11 都県については、全ての食品と飼料について添付を義務付けてきた放射線検査分析報告書の対象品目を限定する。また、すべての酒類を輸入規制の対象外とし、輸入時に実施されていたサンプル検査の抽出率を全加盟国・全品目について一律 5%と規定した。今回の規則案は、欧州委員会により正式に採択される予定で、2012 年 11 月 1 日から発効し、2014 年 3 月 31 日まで適用される見込み。

●放射線検査分析報告書が必要な品目を大幅に削減

SCoFCAH は 19 日、加盟国の投票により、9 月から見直しを続けていた日本からの輸入食品規制について緩和することで合意した。欧州委の正式採択を待って、官報に掲載されてから 3 日後に発効する予定。ただし、現行の欧州委員会実施規則 284/2012 が 10 月末で失効することから、11 月 1 日までに発効し、2014 年 3 月 31 日まで適用される見込み。

今回の会合で、対象 12 都県の全ての食品と飼料について添付を義務付けてきた放射線検査分析報告書を、福島県以外の 11 都県については対象品目を限定することで合意。福島県については、アルコール飲料以外 (注) の全品目における放射線検査分析報告書の添付が必要であるが、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岩手県の 9 都県については、お茶、きのこ類、魚介類、米、大豆、小豆、一部の野草、一部の野菜、一部の果物に対象品目を限定する。山梨県はきのこ類のみについて、静岡県はお茶ときのこと類のみについて放射線検査分析報告書が必要となる。

●全ての酒類が輸入規制の対象外に

現行規則では、日本酒、焼酎、ウィスキーのみが輸入規制の対象外となっていたが、他のアルコール飲料も含めすべての酒類を輸入規制の対象外とした。理由として、a) 測定できるレベルでの放射能が検出されていないこと、b) 研磨および発酵プロセスにより放射能が大幅に削減されること、c) 日本の当局、輸入している加盟国の当局の手続きの負担を緩和する必要性を挙げた。

●サンプリング検査の抽出率を一律5%に削減

現行規則では、対象12都県で産出された全ての食品および飼料について、EUでの通関時に、貨物の少なくとも5%が、また、対象12都県で発送された全ての食品および飼料については少なくとも10%がサンプリング検査の対象となっていた。これは下限を設定するものであったため、加盟国によってはこれらの数字以上の割合でサンプリング検査を実施することも可能だった。

しかし、ここ1年以上、通関時のサンプリング検査において問題があった事例がなかったことから、通関時のサンプリング検査の抽出率を減らすことで合意し、全加盟国・全品目について一律5%と規定した。

11月1日以降は、輸出証明書は新規則の付属書1が有効となる。ただし、新規則の発効日以前に日本を出発した食品、あるいは輸出証明書の発行日が11月1日より前のもので、2012年12月1日より前に日本を出発した食品に関しては、現行規則（欧州委員会実施規則284/2012）の輸出証明書も有効とする。

今後の見直しについて、原発被災後第2収穫期のモニタリング検査結果が明らかでない米、大豆等については、2013年3月に見直しを実施する予定。また、加盟国は3カ月ごとに全ての分析結果を食品および飼料に関する緊急警告システム（RASFF）を通じて欧州委に報告しなければならない

なお、SCoFCAHにおける委員会実施規則の改正案は European Commission: Comitology Register で閲覧可能。

(小林 華鶴)

(注) 日本酒、焼酎、ウイスキーは従来対象外であったが、今回の規則案でそれら以外のアルコール飲料も規制の対象外となった。

8. 欧州委員会、ハチミツに関する理事会指令改正案を提案

2012年11月12日

欧州委員会は9月21日、ハチミツに関する理事会指令（2001/110/EC）を修正する指令案を提案した。同指令案では、花粉をハチミツの「天然成分」と定義しており、原料リストの表示を義務づける食品ラベル表示に関するEU規則をハチミツには適用しないとした。

●花粉はハチミツの「天然成分」

欧州委員会は9月21日、ハチミツに関する理事会指令（2001/110/EC）を修正する指令案を提案した。欧州司法裁判所が9月6日、花粉はハチミツの「原料」との見解を示したことから、欧州委員会は、花粉がハチミツの天然成分であることを明確にする必要性が生じ、同指令案の提案に至った。また、世界貿易機関（WTO）は、花粉をハチミツの「天然成分」と定義しており、WTOの定義に沿ったかたちとなった。

欧州司法裁判所は、主に養蜂業者の介入によって花粉がハチミツの中に含まれるとの見解を示し、花粉をハチミツの「原料」だとした。これに対し欧州委は、花粉は、蜂の活動によって蜂の巣に運ばれ、養蜂業者の介入とは関係なくハチミツの中に含まれるとの判断から、花粉をハチミツの「天然成分」と定義した。今回、提案された指令案が採択されれば、花粉には、原材料名の表示を義務づけるEUの食品表示規則には適用されないことになる。

●遺伝子組み換え花粉を含むハチミツには GMO 法規を適用

さらに、欧州司法裁判所は9月6日、「故意に混入されたものであるかどうかに関らず、遺伝子組み換え植物起源の花粉を含むハチミツは、遺伝子組み換え食品（GMO）から作られる原料を含む食品であり、販売前に事前許可が必要である」との判定を下した。

欧州委の指令案は、欧州司法裁判所の同判断に影響を与えることはなく、食品に含まれる遺伝子組み換え花粉にはGMOに関するEU規則（1829/2003）が適用される。このため、遺伝子組み換え花粉を含むハチミツの上市には、同規則に基づく許可が必要となる。また、GMOのトレーサビリティと表示並びにGMOから生産された食品及び飼料製品のトレーサビリ

ティに関する EU 規則（1830/2003）により、遺伝子組み換えの原材料名の表示が義務付けられる。

今回の欧州司法裁判所の判断は、もともと、ドイツの養蜂業者が、ハチミツの中に米国バイオテクノロジー大手のモンサント社の遺伝子組み換えトウモロコシ MON810 の花粉が含まれているのを発見し、GMO を含むハチミツの法的な定義が問題となり、ドイツの裁判所が、欧州司法裁判所の判断を仰いだことが背景にある。

●EU のハチミツ生産量は世界生産量のうち 13% を占める

欧州委員会によると、世界におけるハチミツ生産量のうち EU 生産量は約 13%（約 20 万トン）を占める。スペインが最大の生産国（3 万 3,000 トン）で、イタリア、ハンガリー、ルーマニア（それぞれ約 2 万 2,000 トン）、ポルトガル（2 万 1,000 トン）が続く。ハチミツの輸入についてみると、約 14 万トンを輸入しており、EU の総消費量のうち約 40% を占めている。

（小林 華鶴）

9. 欧州委員会のチオロシュ委員、CAP 改革の行方に懸念を表明

2012 年 11 月 19 日

欧州委員会のチオロシュ委員は、共通農業政策（CAP）の予算削減を求める加盟国が依然として存在し、こうした傾向が強いことから、CAP 改革の行方に強い懸念を示している。同委員は、CAP 予算の下方修正で、特に CAP の第二の柱である農村開発の予算が犠牲となることを危惧している。加盟国の中では、CAP の恩恵を享受するフランスが CAP 予算の現状維持を優先課題とし、次期中期予算での CAP 予算の下方修正の阻止に積極的に動いている。これに呼応する如く、ドイツ、イタリア、スペインがフランスとの共同声明という形で、2014～2020 年の次期中期予算における CAP 予算を 2013 年のレベルに維持するという欧州委員会の提案を支持する姿勢を明確にしている。

●チオロシュ委員の「懸念」

EU の共通農業政策（CAP）の改革を巡る議論が山場を迎えている。2014 年 1 月 1 日からこれを施行するためには、2013 年春までには欧州委員会が提案した CAP 改革のための 4 つ

の法案を採択する必要がある。欧州議会の審議では、これまでに7,400以上の修正案が提出されている。

こうした中、欧州委員会のチオロシュ委員（農業・農村開発担当）は10月2日、ハンガリーで開催された欧州農業組織委員会（Copa）／欧州農業共同組合委員会（Cogeca）の会合に出席し、CAP改革の行方への「懸念」を表明した。同委員は、「一部の加盟国は、過去にそうであったように現在でもCAP予算に関しまだ交渉の余地があるといった考えを抱いている」と指摘、欧州委員会の提案したCAP予算の下方修正を目論む勢力を牽制した。チオロシュ委員は、CAP予算を下方修正した上での合意は、CAPの第二の柱である農村開発を犠牲にして、第一の柱である直接支払いを聖域化することにつながるとしている。同委員は、CAP予算の80%近くを占める直接支払いがCAPの主柱であり、主柱であり続けることを認めながらも、農村開発と直接支払いは相互補完的なものであり、片方を犠牲にして両者が成り立つものではないことについての理解を求めた。

2012年下半期のEU議長国を務めるキプロスは、欧州委員会の提案する次期中期予算の歳出の下方修正は不可避との判断を示しているが、リスボン条約によってCAP改革の意思決定手続きに以前よりも大きな権限を与えられた欧州議会は2011年6月の報告書において、現在の金融危機にもかかわらず、CAP予算を少なくとも2013年と同じレベルに維持すべきであるとしている。また、欧州議会の農業委員会は9月18日に採択された次期中期予算（2014～2020年）に関する中間報告書でも、長期的な農業支出の実質的な凍結が受入れることのできる最低限の条件で、中期予算の下方修正が求められるのであれば、削減される予算を農業政策以外の政策と公平に分配すべきだとしている。

●ドイツやスペイン、イタリアがフランスに呼応

加盟国の中では、CAPの恩恵を享受するフランスがCAP予算の現状維持を優先課題としており、次期中期予算でのCAP予算の削減を何としても阻止しようとしている。ル・フォル農業・農産加工業・林業相は10月9日、ベルリンでドイツのアイグナー食料・農業・消費者保護相と会談したが、両大臣は共同声明という形で、EUのCAP予算の維持を支持すると訴えた。両国は、欧州の農村部における経済成長、雇用、環境保護、イノベーションにCAPが重要な役割果たしていることを強調、中期予算におけるCAP予算を2013年と同じレベルに維持するという欧州委員会の提案を支持する姿勢を明確にした。また、両国は、環境保護のための欧州委員会の提案である「グリーン化（greening、直接支払いの30%を環境基

準の遵守とリンクさせる)」に対する支持を明らかにしている。両国は、CAPの正当性を強化し、環境を保護するのに「グリーン化」が重要であることを確認。ただし、「グリーン化」の実施に当たっては、現実的な対応を保証するため柔軟な適用を行うよう要求している。

また、スペインのアリアス・カニェテ農業・食料・環境相、イタリアのカターニア農林政策相もル・フォル農業・農産加工業・林業相との共同声明で、CAPが農村部での経済成長や雇用、環境保護に重要な役割を果たしていることから、CAP予算を欧州委員会が次期中期予算（2014～2020年）で提示しているレベルに維持する必要があるとし、安定した農業予算のもとEUが強力な共通農業政策を維持することの重要性を訴えている。

● 「グリーン化」で柔軟に対応する姿勢を示すチオロシュ委員

チオロシュ委員は、「グリーン化」に関しては、農業部門の経済的な持続可能性や欧州での長期的な農業生産能力を維持するための手段として考案されたとし、作物の多様化等に関しては、地域によって制約があることを考慮し、柔軟に対応する姿勢を示している。しかし、同委員は、個別自由選択方式のグリーン化というアプローチは、加盟国の農業従事者間の競争を歪曲するとして受入れられないことを明確にしている。同委員は、加盟国はグリーン化の3つの措置（永年草地の維持、作物の多様化、生態学的重点地域の維持）に関する代替案を提示できるが、代替案は「(3つの措置との) 同等性」という観点から分析されるとしている。

なお、チオロシュ委員は、ブドウの木の植樹権に関し、「地理的表示のあるワインであろうと、ないワインであろうと規制は必要である。自由化という選択肢はない」とし、EUレベルのセーフティーネットや全てのワインに関する許可の加盟国レベルでの管理が必要であるとの考え方を示している。

(田中 晋)

10. キプロス、農業予算も含め次期中期予算の削減を提案

2012年12月3日

下半期の議長国キプロスは10月29日、EUの次期中期予算の新たな交渉枠組みを提示した。この枠組みは、11月22～23日に開催される欧州理事会での討議の叩き台となるが、キプロスは全ての項目の予算を削り、予算総額を少なくとも500億ユーロ削減することを提案している。これに対し、共通農業政策（CAP）の恩恵を享受するフランスや農業団体が農業予算の削減に激しく反発している。

●キプロス、全ての項目の予算の削減を提案

下半期の議長国を務めるキプロスは10月29日、EUの次期中期予算（多年度財政枠組み2014-2020年）の新たな交渉枠組み（negotiating box）を提示した。欧州委員会や欧州議会、各加盟国の立場を考慮したというこの枠組みは、11月22～23日に開催される欧州理事会での討議の叩き台となり、EU首脳は、次期中期予算に関する最終的な合意の形成を目指す。キプロスの提示した枠組みでは、全ての項目の予算を削り、予算総額を少なくとも500億ユーロ削減することが提案されている。今回初めて具体的な数字が提示された。クロアチアのEU加盟を考慮して2012年7月6日に修正された欧州委員会の原案では、歳出権限予算は1兆330億ユーロだが、キプロスは欧州委員会の提案する全ての項目の支出を下方修正するのは不可避との姿勢を示している。

●農業予算も下方修正

農業予算も例外ではなく、キプロス案は、欧州委員会の原案を下方修正している。キプロス案では、農業予算は3,789億7,200万ユーロで、このうちCAPの第一の柱（直接支払い、市場措置）に充当されるのは2,744億100万ユーロ、第二の柱（農村開発）に充当されるのは908億1,600万ユーロ。欧州委員会の修正提案では、農業予算は3,864億7,200万ユーロで、このうち2,830億5,100万ユーロが第一の柱に充当される。欧州委員会は、10月30日に短い声明を発表し、キプロスの提示した交渉枠組みを支持しない意向を明確にし、「次期中期予算は、経済成長と雇用の投資のための手段とならなくてはならない」ことを強調している。

●フランスや農業団体の反発

農業予算は、インフレ率を考慮すると大幅な削減となり、共通農業政策（CAP）の恩恵を享受するフランスや農業団体がこれに反発している。フランスのカズヌーブ欧州問題相は、10月31日付けのコミュニケで、「提案されているCAP予算額の引き下げに反対する」とし、「フランスは、CAP予算を維持しない中期予算を支持できない」との立場を示した。一方、欧州農業組織委員会／欧州農業共同組合委員会（Copa-Cogeca）は、10月30日付けのコミュニケで、「農業予算の顕著な削減は食糧安全保障や農村開発を危険に曝すものであり、食糧需要の増加、生産コストの上昇、さらには市場での農産物価格の大幅な変動を考慮すると受入れ難いものである」としている。また、Copa-Cogecaは、「欧州委員会の原案ですらCAP予算を実質で10%削減するものであるのに、キプロスはこれをさらに削減しようとしている」とし、「農業支出は2020年まで少なくとも現状を維持するものでなくてはならない」と主張している。

（小林 華鶴）

11. 農産品の啓蒙普及等の活動に2,715万ユーロを拠出

2012年12月17日

欧州委員会は11月14日、EUの域内外での農産品の販売や啓蒙普及に関する14プログラムへの予算拠出を承認した。これらのプログラムの予算総額は5,386万ユーロで、このうち2,715万ユーロをEUが拠出する。欧州委員会は2012年通年で、今回の14プログラムを含め計34のプログラムを承認した。

●欧州委、14のプログラムを承認

欧州委員会が今回、予算拠出を承認した14プログラムの実施期間は3年間で、予算総額は5,386万ユーロ。このうち2,715万ユーロをEUが拠出する。これらのプログラムは、生鮮野菜や果物、加工野菜・果物、牛乳・乳製品、オリーブオイル、肉、有機農産物、装飾用園芸品、さらには原産地呼称保護や地理的表示保護、伝統的特産品保証のラベルを取得した製品に関するもの。14プログラムのうち、10プログラムはEU域内市場を、他の4プログラムは、ロシア、中国、北米、中南米、ノルウェー、日本、東南アジアなどのEU域外市場を標的としている。

●プログラム予算の50%を上限として支援

EU 理事会は 2000 年、域内市場および域外市場で、EU の農産品や食品を広く知らしめ、販売促進を行うための措置に資金面での支援を行うことを決めた。これらのプログラムに充当される予算は年間で 5,500 万ユーロに達する。

EU の資金提供を受けるプログラムは、品質や食品衛生、食品安全、栄養面での質、ラベル表示、環境に優しい生産方法といった EU 産品の良さを強調する農産品の啓蒙普及あるいは広報活動といった形で実施される。

このほか、原産地呼称保護（PDO）、地理的表示保護（PGI）、伝統的特産品保証（TSG）に関する EU 制度や EU の品質・ラベル表示制度、有機栽培、さらには指定地域産の高品質ワイン（QWPSR）制度に関する広報活動なども支援の対象となる。

EU は通常、プログラム予算の 50% を上限として支援を行うが、子供に対する野菜や果物の消費を促進するためのプログラム、あるいはアルコール飲料の過剰消費の危険性に関する広報活動などに関しては、プログラム予算の上限が 60% に引き上げられる。残りは関係機関や関係する加盟国が負担する。

●年に 2 回、プログラムを選定

EU 域内外で、農産品の啓蒙普及や販売促進を行う専門機関・団体は、加盟国の所轄当局に年に 2 回、プログラムを提出することができる。加盟国は、自国で選定したプログラムのリストを欧州委員会に提出。欧州委員会は、各プログラムの審査を行い、支援対象となるプログラムを選定する。

2012 年には、加盟各国から 2 月中旬に 41 のプログラムが提出され、欧州委員会は 6 月 28 日、20 プログラムへの予算拠出を承認した。6 月中旬には 34 プログラムが提出され、このうち 14 プログラムを今回承認した。2012 年通年で承認された 34 プログラムの予算総額は 1 億 2,460 万ユーロに達し、このうち 6,310 万ユーロを EU が拠出する。

（田中 晋）

12. 農業漁業理事会、クロタチモドキとソコダラの漁獲可能量の大幅引き上げに合意 2012年12月24日

農業漁業理事会は11月29日、2013年及び2014年の深海魚の漁獲可能量に関し、クロタチモドキやソコダラの漁獲可能量は大幅に引き上げられることで合意した。一方、加盟国の懸念を考慮し、深海ザメの漁獲可能量は2012年と同水準の0トンが維持されることとなった。新規則は2013年1月1日から適用される。

●深海魚の漁獲機会に関する新規則、2013年1月1日から適用

11月29日に開催された農業漁業理事会で、2013年及び2014年の一部の深海魚の漁獲機会に関し、欧州委員会との合意のもと議長国キプロスが策定した妥協案をベースに合意が形成された。同理事会は、今後開催されるいずれかの理事会において、2013年及び2014年の深海魚の漁業機会に関する理事会規則案を採択することになる。新規則は、2013年1月1日から適用される。なお、深海魚の漁獲可能量（TAC）と漁獲割当量は2003年以来、2年毎にEUレベルで決定されている。理事会が、欧州委員会の提案に基づき、深海魚の漁獲機会に関する措置を採択する。

●加盟国の懸念を考慮した決定

環境保護団体は、深海魚は成長が遅く、寿命が長く、漁業活動に対し非常に脆弱な存在であることから、漁獲量の制限を訴えている。しかし、EUは、深海魚の寿命や成長に関する科学的知識が近年、飛躍的に改善されたとし、2013年及び2014年の一部の深海魚のTACを大幅に引き上げた。

議長国キプロスのアレトラリス農業・自然資源・環境相は、「十分な科学的知識を所有する深海魚に関しては、漁獲割当量が大幅に引き上げられたが、十分な科学的知識の存在しない深海魚に関しては、予防的措置として割当量が引き下げられた。我々は、加盟国の懸念を考慮しており、漁業資源の持続可能性に悪影響はない」とコメントしている。

●クロタチモドキとソコダラの漁獲可能量、大幅に引き上げ

今回の合意は、深海ザメやクロタチモドキ (*Aphanopus carbo*)、ソコダラ (*Coryphaenoides rupestris*) などの深海魚の漁獲機会に関するもので、深海ザメに関しては、2013年、2014

年の漁獲可能量は 2012 年と同じく 0 トンで漁獲は行われぬ。また、混獲の割当量も規定されなかつた。

スコットランド西部でのクロタチモドキやソコダラの 2013 年の漁獲可能量は、それぞれ 3,051 トン（前年比 40%増）、4,297 トン（同 69%増）と大幅に引き上げられた。クロタチモドキに関しては、2014 年に漁獲可能量がさらに 30%引き上げられ 3,966 トンとなる。ソコダラに関しては 2013 年の漁獲可能量が維持される。

なお、科学的意見により最大持続可能漁獲量（MSY : Maximum Sustainable Yields）の目標が示されている場合、2015 年までに MSY を達成する段階的アプローチをとることが承認された。

（小林 華鶴）

13. 地理的表示に関する中国との「10+10」プロジェクトを終了

2012 年 1 月 21 日

欧州委員会は 11 月 30 日、「10+10」と呼ばれる EU・中国間の地理的表示保護（GI）に関するプロジェクトが終了したと発表した。2007 年 7 月に開始された同プロジェクトは、EU 産、中国産のそれぞれで、地理的表示保護の対象となる 10 製品の登録を行うもので、手続きや言葉の問題で時間がかかっていたが、このほど登録が完了した。

●中国の 10 産品を EU の地理的表示リストに追加

欧州委員会は 11 月 30 日、EU と中国で地理的表示保護の対象となる食品をそれぞれ 10 品目ずつ登録する「10+10」と呼ばれるプロジェクトが終了したと発表した。同プロジェクトは 2007 年 7 月に開始され、EU 産品では「グラナ・パダーナ（イタリア産チーズ）」、「プロシュート・ディ・パルマ（イタリア産ハム）」、「ホワイト・スティルトン・チーズ／ブルー・スティルトン・チーズ（英国産チーズ）」、中国産品では「Pinggu Da Tao（桃）」、「Dongshan Bai Lu Sun（アスパラガス）」の登録により全ての産品登録が完了した。これにより、それぞれの 10 産品は相手国・地域側でも地理的表示保護産品として登録されることになる。

中国の 10 産品は、EU 域内で保護される 1,000 以上の農産品、食品の名称が記載される地

理的表示保護リストに追記される。地理的表示保護システムは、類似品に対する重要な防衛手段となるだけでなく、販売促進の有効な手段となる。なお、EU 域外の産品で登録されているものは 13 品目に留まっていた。

●中国は EU の地理的表示保護産品の重要な市場

EU と中国の双方には、類似した地理的表示の保護に関する制度があるとは言え、手続きや言葉の問題による差異を克服しなければならなかった。手続き面では、欧州委員会のチオロシュ委員（農業・農村開発担当）による 2010 年の中国訪問後に加速した。同委員はその際に、10 産品に入った「Longing cha」の生産現場も視察していた。

中国は輸出額で、EU の地理的表示保護産品（農産品、食品、ワイン、スピリッツ）の 5 つある主要市場の 1 つになっている。2010 年の地理的表示保護産品の中国向け輸出額は 6 億 5,000 万ユーロ以上に達した。中でもワインとスピリッツが大きな比重を占め、GI として登録された EU 産ワイン、スピリッツの中国への輸出は 2005 年から 10 年の間に 5 倍以上の伸びを示した。

●EU 産食品の中国向け輸出促進剤として GI を活用

チオロシュ委員は、「EU と中国は、質の高い製品の生産に関する豊かな伝統を持つ。地理的表示保護システムは、こうした地域の伝統を消費者に強調する良い手段となる。中国は EU 産食品にとっての主要な輸出市場である」と述べ、「プロジェクトの終了は、中国における EU の地理的表示産品のより良い保護に向けた重要なステップとなる」と強調、「地理的表示産品に関するより広範な 2 国間合意に向けた交渉を継続し、2013 年中に合意したい」との希望を表明した。

(田中 晋)

14. ビーフバーガーから馬の DNA を検出

2013 年 3 月 4 日

アイルランド食品安全庁 (FSAI) は 1 月 15 日、アイルランドで販売されるビーフバーガー、牛肉製品、サラミ製品の品質検査結果を発表し、一部のビーフバーガー製品から馬の DNA が検出されたことを明らかにした。検査対象となった 27 のビーフバーガー製品のう

ち 10 製品から馬の DNA が検出され、馬肉の含有量が 29%に達するものもあった。

●ビーフバーガーや牛肉製品から馬や豚の DNA を検出

アイルランド食品安全庁 (FSAI) は 1 月 15 日、アイルランドの小売店で販売されるビーフバーガー、牛肉製品、サラミ製品の品質検査結果を発表した。合計 27 のビーフバーガー製品が検査対象となったが、全体の 37%に当たる 10 製品から馬の DNA が、23 製品 (85%) から豚の DNA が検出された。また、検査対象となった 31 の牛肉製品 (ビーフカレーパイ、ラザーニャ等) のうち 21 製品からは、馬の DNA は検出されなかったものの、豚の DNA が検出された。

●食品安全に関するリスクは皆無

馬の DNA が検出されたビーフバーガー製品は、アイルランドにあるライフ・ミーツ (Life Meats) とシルバークレスト・フーズ (Silvercrest Foods) の加工工場と英国のデルパック・ハンブルトン (Delepak Hambleton) の工場生産されたものであった。そして、テスコ (Tesco) やダンズストア (Dunnes Stores)、Lidl (リドル)、Aldi (アルディ)、Iceland (アイスランド) などの流通店で販売されていた。

検査により馬の DNA が検出されたビーフバーガー 10 製品のうちの 9 製品では検出量はとても少量だったという。しかし、テスコで回収されたサンプルには、馬肉の含有量が 29% 近くに達したとしている。流通店側は、関連する製品群を全て売場から除去したと説明している。

また、FSAI は、「馬や豚の DNA が検出された製品には、食品安全性のリスクはなく、消費者は心配する必要はない」とする一方で、「問題の製品を購入した消費者は、これを購入した店に返却することも可能だ」と説明している。

欧州委員会のヴァンサン報道官も「ビーフバーガーから馬肉が検出されたとしても食品安全性の問題は全くない」と強調している。ただし、ユダヤ教徒やイスラム教徒のように豚肉を食べる事が禁忌となっている人たちにとっては大きな問題となる。

●原因はポーランドから輸入された原料

豚の DNA が検出されたことについて、問題の工場では豚肉製品も加工されていることから混入する可能性もありうるが、当該工場では馬肉を利用しておらず、この点について、FSAI からも明確な説明がなかった。

コベニー農水・食糧相は 1 月 26 日、シルバークレストの工場で加工された製品から馬の DNA が発見されたのは、ポーランドから輸入されたバーガー用の原料に馬肉が混入していたためだと発表した。なお、アイルランドでは馬肉を食べる習慣がない。

また、1 月 23 日に開催された欧州議会の環境・国民健康・食品安全委員会で、EU 議長国であるアイルランドのコベニー農水・食糧相が議長国期間中の農業・漁業政策について説明を行った際に、ドイツのダグマール・ロス-ペーレント議員がこの問題に触れ、「これは不正行為だ」とし、肉製品に関するラベル表示規則の強化を要求した（1 月 24 日付けユーラクティブ（Euractiv））。

(田中 晋)

15. 欧州委員会、牛肉加工食品に対する DNA 検査の実施を決定

2013 年 3 月 25 日

欧州委員会のボルジ委員は 2 月 13 日に発表した声明で、フランスやルーマニアなどの加盟国の所轄当局と緊密に連絡をとりながら、牛肉製品への馬肉混入問題の全容解明に取り組んでいることを強調した。また、欧州委員会は 2 月 15 日、加盟国の小売りレベルで総計 2,250 のサンプルを採取し、DNA 検査を実施することを決めた。同検査は 1 ヶ月続く予定で、さらに 2 ヶ月延長される可能性もあるとしている。

● 「EU の食品安全システムは、世界で最も安全なもの 1 つ」

欧州委員会のボルジ委員（保健・消費者政策担当）は 2 月 13 日、ラザニアなどの加工食品にラベル表示されていない馬肉が混入していた事件に関し声明を発表した。同委員はこれの中で、加盟国の所轄当局、特にフランス、ルーマニア、オランダ、ルクセンブルク、英国の所轄当局と緊密に連絡をとりながら事件の全容解明に取り組んでいることを強調した。同委員はまた、「EU の食品安全システムは、世界でも最も安全なもの 1 つである」とし、このシステムのおかげでトレーサビリティが保証され、加盟国の所轄当局は問題

の根源や流通経路を迅速に確認できたとしている。

●欧州委、EU レベルでの DNA 検査を実施

欧州委員会は2月13日、牛肉を使った加工食品に馬肉が含まれているかどうかを確認するため、EU レベルでDNA 検査を実施することを提案した。欧州委が2月15日に開催した食物連鎖・動物衛生常設委員会（SCoFCAH）で、EU 加盟国はこの提案を承認した。加盟国ごとに主に小売りレベルで10～150の食品サンプルを抽出、総計2,250のサンプルのDNA 検査を実施し、原料としてラベルに記載されていない馬肉が含まれているか否かを確認する。また、馬の鎮痛剤に使用されるフェニルブタゾンが馬肉に残存しているかどうかの可能性も検査する。馬肉50トンごとにサンプルを抽出し検査を行う。加盟国は最低で5回の検査を実施することになる。フェニルブタゾンは動物医薬品であり、馬を含め食肉用動物に使用することは禁止されている。

●検査期間は1ヵ月間、場合によっては2ヵ月延長

DNA 検査計画は、加盟国と欧州委員会の共同出資で実施され、1ヵ月間続く。さらにその後2ヵ月間延長される可能性もある。加盟国は、欧州委員会に定期的に検査結果を報告する。馬肉が検出された場合、問題の動物が屠殺認定を受けた国も報告される。これら全ての情報は、加盟国の所轄当局が直ぐに利用できるよう、食品・飼料早期警告システム（RASFF）に掲載される。ボルジ委員は、2日前に提案したEU レベルでのDNA 検査実施計画を加盟国が速やかに承認したことを歓迎し、「消費者は、EU や加盟各国の所轄当局、食品供給にかかわる全ての関係者が、食品に含まれるものについて必要な保証を与えてくれることを期待している」と述べている。

(田中 晋)

以上